

## **VIII 協定書等**

## 資料 35 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、

応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

## 附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

千葉県知事	沼田武	香取郡神崎町長	後藤好男
千葉市長	松井旭	香取郡大栄町長	香取米藏
銚子市長	大川政武	香取郡小見川町長	鈴木弘治
市川市長	高橋國雄	香取郡山田町長	菅谷長藏
船橋市長	大橋和夫	香取郡栗源町長	石橋幹雄
館山市長	庄司厚	香取郡多古町長	菅澤重矩
木更津市長	須田勝勇	香取郡干潟町長	山田常衛
松戸市長	川井敏久	香取郡東庄町長	岩田利雄

野田市市長	根本崇	海上群海上町長	穴澤清
佐原市長	鈴木全一	海上郡飯岡町長	向後貞夫
茂原市長	石井常雄	匝瑳郡光町長	向後肇
成田市市長	小川国彦	匝瑳郡野栄町長	渡辺忠
佐倉市長	渡貫博孝	山武郡大網白里町長	石橋捷洋
東金市長	岡本健	山武郡九十九里町長	斎藤峻佐
八日市場市長	増田健	山武郡成東町長	椎名千収
旭市長	加瀬五郎	山武郡山武町長	並木宏夫
習志野市長	荒木勇	山武郡蓮沼村長	金杉擇
柏市長	本多晃	山武郡松尾町長	古谷淳
勝浦市長	山口吉暉	山武郡横芝町長	實川堅司郎
市原市長	小出善三郎	山武郡芝山町長	内田裕雄
流山市市長	眉山俊光	長生郡一宮町長	渡辺英光
八千代市長	大澤一治	長生郡睦沢町長	河野功
我孫子市長	福嶋浩彦	長生郡長生村長	市原良夫
鴨川市長	本多利夫	長生郡白子町長	林和雄
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎	長生郡長柄町長	横山善長
君津市長	若月弘	長生郡長南町長	仁茂田弘
富津市長	野口岡治	夷隅郡大多喜町長	田嶋隆威
浦安市市長	熊川好生	夷隅郡夷隅町長	久我洋
四街道市長	小川進	夷隅郡御宿町長	伊藤治昌
袖ヶ浦市長	小泉義弥	夷隅郡大原町長	斉藤義人
八街市長	長谷川健一	夷隅郡岬町長	江澤嘉彦
東葛飾郡関宿町長	河井弘	安房郡富浦町長	遠藤一郎
東葛飾郡沼南町長	藤川清	安房郡富山町長	職務代理者
印旛郡酒々井町長	吉岡正孝	安房郡富山町助役	大井正直
印旛郡富里町長	相川義雄	安房郡鋸南町長	富永純
印旛郡印旛村長	山口進	安房郡三芳村長	安藤光男
印旛郡白井町長	秋本衛久	安房郡白浜町長	山口慶朗
印旛郡印西町長職務代理者		安房郡千倉町長	山口功
印旛郡印西町助役	磯貝正尚	安房郡丸山町長	福原榮夫
印旛郡本埜村長	眞嶋八十八	安房郡和田町長	中山卯一郎
印旛郡栄町長	藤江恭	安房郡天津小湊町長	辰馬和郎
香取郡下総町長	澤田正		

## 資料 36 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して流山町長と千葉県警察本部長は同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和 39 年 10 月 8 日

流山町長 田中 芳夫  
千葉県警察本部長 守谷英太郎

### 災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 条 流山町長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第 2 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第 3 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は柏警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第 4 条 柏警察署長は当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときはその使用を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱順位の決定は柏警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第 5 条 流山町長は法第 55 条の規定に基づく伝達、通知または警告を行なう場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ柏警察署長に連絡しておくものとする。

第 6 条 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として警察設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

### 附 則

本協定は、昭和 39 年 10 月 8 日から施行する。

## 資料 37 災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成 8 年 2 月 23 日施行。以下「基本協定」という。)第 2 条第 8 号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋め立てによる最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第 3 条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区別はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第 4 条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

- 1 緊急事態
  - (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
  - (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
  - (3) 不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態
- 2 改修工事等の事態
  - (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第 5 条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式 1 号)により行うものとする。

(費用負担)

第 6 条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式2号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

（契約の締結）

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

（疑義が生じた場合）

第9条 協定体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

千葉市長	松井旭
銚子市長	大川政武
市川市長	高橋國雄
船橋市長	藤代孝七
館山市長	庄司厚
木更津市長	須田勝勇
松戸市長	川井敏久
野田市長	根本崇
佐原市長	鈴木全一
茂原市長	石井常雄
成田市長	小川国彦
佐倉市長	渡貫博孝
東金市長	岡本健
八日市場市長	増田健
旭市長	加藤五郎
習志野市長	荒木勇
柏市長	本多晃
勝浦市長	山口吉暉
市原市長	小出善三郎
流山市長	眉山俊光
八千代市長	大澤一治
我孫子市長	福嶋浩彦

鴨川市長	本多利夫
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎
君津市長	若月弘
富津市長	白井貫
浦安市長	熊川好生
四街道市長	中台良男
袖ヶ浦市長	小泉義弥
八街市長	長谷川健一
印西市長	海老原栄
関宿町長	河井弘
沼南町長	藤川清
酒々井町長	吉岡正孝
富里町長	相川義雄
印旛村長	山口進
白井町長	中村教彰
本埜村長	眞嶋八十八
栄町長職務代理者	
栄町助役	喜多見明
下総町長	澤田正
神崎町長	後藤好男
大栄町長	山倉正男
小見川町長	鈴木弘治
山田町長	菅谷長蔵
栗源町長	齋藤豊
多古町長	菅澤重矩
千漣町長	山田常衛
東庄町長	岩田利雄
海上町長	穴澤清
飯岡町長	向後貞夫
光町長	向後肇
野栄町長	渡辺忠
大網白里町長	石橋捷洋
九十九里町長	斎藤峻佐
成東町長	椎名千収
山武町長	並木宏夫
蓮沼村長	金杉擇
松尾町長	古谷淳
横芝町長	實川堅司郎
芝山町長	内田裕雄



一宮町長	近藤直
睦沢町長	河野功
長生村長	市原良夫
白子町長	林和雄
長柄町長	横山善長
長南町長	仁茂田弘
大多喜町長	田嶋隆威
夷隅町長	久我洋
御宿町長	伊藤治昌
大原町長	近藤万芳
岬町長	江澤嘉彦
富浦町長	遠藤一郎
富山町長	鈴木豊
鋸南町長	富永純
三芳村長	安藤光男
白浜町長	山口重明
千倉町長	山口功
丸山町長	石井洋
和田町長	中山卯一郎
天津小湊町長	辰馬和郎
小見川外二ヶ町清掃組合組合長	菅谷長蔵
長生郡市広域市町村圏組合管理者	石井常雄
鋸南地区環境衛生組合管理者	富永純
北総西部衛生組合組合長	鈴木全一
東総衛生組合管理者	加藤五郎
印旛衛生施設管理組合管理者	中台良男
沼南白井鎌ヶ谷環境衛生組合管理者	皆川圭一郎
山武郡市広域行政組合管理者	岡本健
夷隅郡環境衛生組合管理者	久我功
長狭地区衛生組合管理者	本多利夫
朝夷衛生組合管理者	山口功
印西地区衛生組合管理者職務代理者	
印西地区衛生組合副管理者	眞嶋八十八
東総塵芥処理組合管理者	山田常衛
八日市場市ほか三町環境衛生組合管理者	増田健
佐倉市、酒々井町清掃組合管理者	渡貫博孝
山武郡環境衛生事業振興組合管理者	實川堅司郎
東金市外三町清掃組合管理者	岡本健
鴨川市和田町環境衛生組合管理者	中山卯一郎

夷隅町岬町清掃組合管理者	久我洋
印西地区環境整備事業組合管理者	海老原栄
香取広域市町村圏事務組合管理者	鈴木全一
安房郡市広域市町村圏事務組合理事長	庄司厚

《様式 34 災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書》

《様式 35 一般廃棄物処理施設事業計画書》

## 資料 38 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市並びに浦安町、関宿町及び沼南町（以下「協定市町」という。）の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は災対法第67条第1項及び第68条第1項により市町相互の応援及び県への応援を求めることを確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続、応援に要した費用の負担、資料の交換等について定めるものとする。

(応援する応急措置の種類)

第2条 応援する応急措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供
- (2) 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材
- (3) 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣
- (5) 避難所、避難場所（収容施設）の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が災害に際し特に必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとするときは、被災市町の長は、次の事項を明らかにしてとりあえず口頭、電話又は電信により他の市町の長に応援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、前条第1号に規定する飲料水（県水にかかるもの）及び第2号に規定する食糧（米穀等）については、被災市町の長から県知事へ応援を要請する。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する応急措置の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する時間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械及び器具並びに資材の品名及び数量
- (7) 応援を要する飲料水及び食糧の数量
- (8) 前各号に掲げるもののほか応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応急措置の応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。ただし、災対法第72条により知事の指示により応援を受けた場合には、応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第40条で規定するものについては、この限りではない。

- 2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、その都度協定市町間で協議して定める。

(資料の交換)

第5条 協定市町は、この協定に基づき応援する応急措置が円滑に行われるよう毎年11月の末日までに、次に掲げる事項を記載した資料を相互に交換するものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号に規定する物資並びに資器材の提供に関し必要と認める事項
- (2) 第2条第3号に規定する医療救護班の派遣に関し必要と認める事項
- (3) 第2条第4号に規定する職員の派遣に関し必要と認める事項
- (4) 第2条第5号に規定する避難所、避難場所（収容施設）の提供に関し必要と認める事項
- (5) 前各号のほか参考となるべき事項

(資料の交換等の総合調整)

第6条 東葛飾地域市町間の相互応援体制を円滑に推進するため前条に規定する資料の交換に関する事務を東葛飾支庁に依頼するものとする。

2 この協定により難い事由が生じたとき、その事由に係る市町は、その調整を東葛飾支庁に依頼することができる。

(雑則)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定に関し必要な事項は、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、昭和50年7月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名捺印のうえ各1通を保有する。

昭和50年7月24日

市川市代表	市川市長	鈴木忠兵衛
船橋市 "	船橋市長	藤代 七郎
松戸市 "	松戸市長	宮間満寿雄
野田市 "	野田市長	新村 勝雄
柏市 "	柏市長	山澤諒太郎
流山市 "	流山市長	石塚 健
我孫子市 "	我孫子市長	渡辺 藤正
鎌ヶ谷市 "	鎌ヶ谷市長	飯田 毅
浦安町 "	浦安町長	熊川 好生
関宿町 "	関宿町長	鈴木 勝榮
沼南町 "	沼南町長	島村洪一郎

## 資料 39 災害時の応援に関する協定書（相馬市）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と相馬市長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は相馬市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

#### 附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年5月30日

流山市長

眉山 俊光

相馬市長

今野 繁

## 資料 40 流山市及び流山市内の郵便局の災害時における協力に関する覚書

流山市長（以下「甲」という。）及び流山郵便局長（以下「乙」という。）は流山市内に発生した地震その他による災害における、流山市及び流山市内の郵便局の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、流山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が管理する郵便集配用自転車の情報収集用としての提供
- (4) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (5) 甲又は流山市内の郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (6) 避難場所への臨時の郵便差出箱の設置
- (7) その他前記(1)～(6)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する協力要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

ただし、協力の範囲は、甲及び乙のそれぞれの業務に支障を来さない範囲とする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 流山市災害対策本部のメンバーに乙又は乙が指名した郵便局職員が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 流山市内の郵便局は、甲若しくは流山市内の各地域の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を



行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては流山市総務課長（防災担当課長）、乙においては流山郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月10日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市長 眉山 俊光

乙 流山市西初石4丁目1423番地の1  
流山郵便局長 宇佐見 健功

※本覚書は、日本郵政公社の民営化に伴い、平成19年10月1日より、次のとおり継承又は終了した。

	覚書の内容	継承会社
継承	貯金・保険の非常取り扱い以外のもの	郵便事業株式会社
終了	貯金・保険の非常取り扱い	—

## 資料 41 千葉県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業及び水道用水供給事業体並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町（以下「事業体等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という。）による。

(応援)

第3条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調査を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災ファックス等を用いて要請するものとする。また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下、「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業体等は、資器材の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する経費は、被応援事業体が負担する。
- (2) 応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

甲

千葉県水道事業管理者水道局長	干潟町長
千葉市長	東庄町長
市原市水道事業管理者	海上町長
松戸市水道事業管理者	飯岡町長
野田市水道事業管理者	八匝水道企業団企業長
習志野市企業管理者	山武郡市広域水道企業団企業長
柏市水道事業管理者	長生郡市広域市町村圏組合管理者
流山市水道事業管理者	館山市長
八千代市水道事業管理者	勝浦市長
我孫子市水道事業管理者水道局長	鴨川市水道事業管理者
関宿町長	大多喜町長
沼南町長	夷隅町長
木更津市水道事業管理者	御宿町長
君津市水道事業管理者	大原町長
富津市水道事業管理者	岬町長
袖ヶ浦市水道事業管理者	富山町長
成田市長	鋸南町長
佐倉市水道事業管理者	白浜町長
四街道市企業管理者	天津小湊町長
八街市長	三芳水道企業団企業長
酒々井町長	朝夷水道企業団企業長
富里町長	九十九里地域水道企業団企業長
印旛村長	北千葉広域水道企業団企業長
白井町長	東総広域水道企業団企業長
印西町長	君津広域水道企業団企業長
長谷川水道企業団企業長	印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者
佐原市長	南房総広域水道企業団企業長
神崎町長	鹿野山水道株式会社代表取締役
小見川広域水道企業団企業長	下総町長
栗源町長	大栄町長
多古町長	山武町長
銚子市長	芝山町長
旭市長	

## 資料 42 災害時の医療救護活動に関する協定書

流山市における災害時の医療救護活動（以下「医療活動」という。）を円滑に行うため、流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第2条 甲は、医療活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対して医療救護班の編成及びその派遣を要請するものとする。

（救護対策本部の設置及び医療救護班の派遣）

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、直ちに流山市医師会災害救護対策本部（以下「救護本部」という。）を設置し、医療救護班の編成を行い現地又は甲の指定する場所に派遣し、医療活動を開始するものとする。

2 救護本部は、乙が指定する場所に設置するものとする。

（医療活動に関する指令）

第4条 救護本部が設置された後の医療活動に関する指令は、乙がこれを行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 医療機関への収容
- (3) その他医療活動の措置

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療活動に係る連絡調整は、甲の福祉部長が行う。

（救護所の設置）

第7条 甲は、災害の様態により必要に応じて避難所及び被災地周辺の医療活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに、協力するものとする。

（医療材料品等）

第9条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備し、及び提供するものとする。ただし、当該準備又は提供が困難な場合は、甲の負担において、乙が協力するものとする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（医療費等）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙の指示により医療活動に従事した医師等に対する費用弁償等は、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第13条 甲の要請により医療活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙協議により決定するものとする。

(その他)

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月前までに、甲・乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

上記協定の締結を証するため本協定書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

昭和61年10月31日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市長 秋元大吉郎

乙 流山市西初石4丁目1433番地の1  
流山市保健センター内  
社団法人流山市医師会

会長 深瀬欣也

### 資料 43 災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市医師会（以下「乙」という。）との間において、昭和 61 年 10 月 31 日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」第 12 条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

第 1 条 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、1 回の出勤につき、次のとおりとする。

- |       |          |
|-------|----------|
| ①医師   | 24,000 円 |
| ②看護婦  | 4,720 円  |
| ③事務員等 | 3,080 円  |

第 2 条 医療救護活動の時間が 4 時間を超える場合は、次表の 1 時間単価に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

職種	1 時間単価	備考
医 師	6,200 円	
看 護 婦	1,180 円	
事務員等	770 円	

第 3 条 前 2 条における従事時間が午後 5 時から同 10 時まで及び午前 5 時から同 9 時までの場合は、前条の規定による 1 時間単価に 100 分の 25 を、また、午後 10 時から午前 5 時までの場合は、100 分の 50 を乗じて算出した額を加算するものとする。

第 4 条 医療救護活動を行うに当たり、医師の所有する医薬品、衛生材料品等を使用した場合、甲がその実費を負担する。

平成 12 年 12 月 26 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 眉山 俊光

乙 流山市西初石 4 丁目 1433 番地の 1  
流山市保健センター内  
社団法人流山市医師会  
会 長 佐藤 憲尚

#### 資料 44 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市米穀商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市米穀商組合（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 千葉県流山市流山 6 の 555  
千葉県流山市米穀商組合  
組合長 山崎政治

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 眉山俊光



## 資料 45 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市呉服寝具小売商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市呉服寝具小売商組合（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

### 附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 流山市松ヶ丘 1-475-5  
流山市呉服寝具小売商組合  
組合長 割貝 正男

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 眉山 俊光

## 資料 46 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルエツ）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社マルエツ（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲の流山市内店に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山市内店の店頭とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 東京都豊島区東池袋 5 丁目 51 番 12 号  
株式会社マルエツ  
代表取締役社長 川 一男

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 眉山俊光

## 資料 47 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市 L P ガス協会）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市 L P ガス協会（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

### 附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 千葉県流山市西初石 6-181-56  
流山市 L P ガス協会  
会長 保延 寛治

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 眉山 俊光

## 資料 48 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社イトーヨーカ堂（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲の流山店（流山 9 丁目 800 番地の 2）に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山店の店頭とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号  
株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役 鈴木 敏文

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 眉山 俊光

## 資料 49 ガス漏れ事故等防止対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、流山市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故の発生に際し、次条に定める関係機関相互の連絡通報、出動体制及び任務分担並びに事故現場における活動体制について定め、もって災害防止活動の円滑な推進を図り、被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定の対象となる関係機関は、次表に掲げる各機関（以下「協定機関」という。）とする。

機 関 名	所 在 地
流山市消防本部	流山市三輪野山 994
柏警察署	柏市柏 155
京葉ガス株式会社柏支社	柏市柏 211 の 5
京和ガス株式会社	流山市江戸川台東 1-254
東京ガス株式会社千葉導管管理事務所	千葉市港町 20 番 1 号
流山簡易ガス株式会社	流山市宮園 2-23
京葉液化ガス株式会社	船橋市日の出 1-18-4
住商液化ガス株式会社	東京都葛飾区奥戸 9-7-6
東上ガス株式会社野田営業所	野田市堤根新田 14 の 2
日本ガス株式会社流山営業所	流山市若葉台 130
三ツ輪液化ガス株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
菱総ガス株式会社	千葉市末広 5 の 5
千葉県LPガス協会松戸支部流山分会	流山市駒木台 314
東京電力株式会社千葉支店柏営業所	柏市中央 2-10-24
東京電力株式会社千葉支店野田営業所	野田市宮崎 82 の 4

2 前項に掲げる協定機関は、名称、所在地、電話番号に異動があった場合は、速やかに流山市消防本部に連絡するものとする。

3 前項の連絡があった場合、流山市消防本部は、その旨を協定機関に通知するものとする。

(協定の対象となる事故)

第3条 この協定の対象となる事故は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 5 項に規定するガス事業により供給されているガス及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業により供給されているガスに伴う事故であって、次の各号に掲げる事故（以下「ガス漏れ事故等」という。）とする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス爆発事故

- (3) 故意によるガス放出事故
- (4) その他協定機関の対応を必要とする事故  
(任務分担)

第4条 ガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）に出動した協定機関の任務分担は、次表のとおりとする。

区 分	担当機関名
火災警報区域の設定	消防機関
交通の規制	警察機関
ガスの遮断	ガス事業者
ガスの検知活動	ガス事業者・消防機関
漏洩ガス・滞留ガスの処理	ガス事業者
電路の遮断	電気事業者
避難の指示	警察機関・消防機関
救助、救出活動	消防機関・警察機関
現場広報	協定機関毎

(通報の取り扱い)

第5条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に別表により電話等で通報するものとする。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置をとるよう指示するものとする。

(出動体制)

第6条 ガス漏れ事故等の通報を受けた協定機関（ガス事業者にあつては当該ガス事業者とする。）は、直ちに現場に出動するものとし、その体制は、第4条に定める任務分担に対応できる体制とする。

(現場対策本部の設置)

第7条 現場に出動した協定機関の責任者は、到着と同時に所定の場所に集合し、協議によりガス漏れ事故等現場対策本部（以下「現場本部」という。）を設置し、当該事故の処理に当たるものとする。

(現場の協議)

第8条 現場に出動した協定機関は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項について協議し対処するものとする。

- (1) 情報の収集及び処理に関すること。
- (2) 火災警戒区域の設定範囲に関すること。
- (3) 交通規制の範囲に関すること。
- (4) ガス遮断の要否及び範囲に関すること。
- (5) 漏洩ガス・滞留ガスの処理に関すること。
- (6) 住民の火気使用禁止に関すること。

- (7) 電路の遮断の要否及び範囲に関する事。
- (8) 住民の避難に関する事。
- (9) 救助、救出に関する事。
- (10) 建物等への進入に関する事。
- (11) その他必要な事項。

(現場の活動)

第9条 現場に出動した協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、現場活動を有効かつ的確に行うものとする。

(1) 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、ガス検知器による測定結果に基づき原則として次のとおりとする。ただし、風向風速又は付近の状況により設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

ア 地下街等

地下街、準地下街、建築物の地階（以下「地下街等」という。）におけるガス漏れ事故等にあつては、原則として当該地下街等全体のガス漏れ場所から半径100メートルを超える地上部分の範囲に設定する。

イ その他の対象物及び屋外

ア以外の対象物及び屋外におけるガス漏れ事故等にあつては、原則としてガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲に設定する。

(2) 交通の規制

警察機関は、現場付近の交通の規制を行うとともに、消防機関が設定する火災警戒区域内に入出できる関係者以外の立入禁止の措置を講じるものとする。

(3) ガスの遮断

ガスの遮断は、ガス事業者が行うことを原則とする。ただし、消防機関がガス事業者より先に現場に到着し、爆発事象等の二次災害のおそれがある場合に、現場消防隊の最高指揮者の判断によりガスを遮断することができるものとする。

(4) 電路の遮断

電気事業者は、現場における電気の供給を遮断する措置は、現場本部の要請により行うものとする。

(5) 住民の避難指示

警察機関及び消防機関は、火災警戒区域内にある住民の避難指示を迅速かつ的確に行うものとし、特にガス爆発危険区域内の住民にあつては、最優先に行うものとする。

(6) 救助、救出活動

消防機関及び警察機関は、ガス事業者と緊密な連携のもとに救助、救出活動を行うものとする。

(7) ガスの検知活動

ガス事業者及び消防機関は、ガスの検知活動を行う場合は、緊密な連携のもとに迅速かつ的確に行い、当該ガス濃度がおおむねガス爆発下限界の30パーセント以上のものを検知したときは、直ちに現場本部に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 漏洩ガス及び滞留ガスの処理

ガス事業者は、事故現場に出動した協定機関と緊密な連携のもとに漏洩ガス及び滞留ガスの排除に当たるものとする。

(9) 情報の処理

ガス漏れ事故等の発生に伴って収集された情報の処理は、現場に出動した協定機関の責任者で協議して行うものとする。

(10) 火気の使用禁止の周知

ガス漏れ事故等の発生に伴い、火災警戒区域内における火気の使用禁止については、消防機関、警察機関及びガス事業者が緊密な連携のもとに周知を図り、二次的災害の発生防止に当たるものとする。

(事後の措置)

第 10 条 現場本部又は現場にある協定機関の責任者は、協議により災害発生のおそれがないと判断したときは、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて処理するものとする。

- (1) 火災警戒区域の解除
- (2) 交通規制の解除
- (3) 避難措置の解除
- (4) 電路の復旧
- (5) ガスの供給再開

(訓練の実施)

第 11 条 協定機関は、本協定の目的を達成するため必要に応じて訓練を行うものとする。

(連絡会議)

第 12 条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(補則)

第 13 条 本協定書に定めるもののほか必要な事項は、協定機関相互において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 本協定の効力は、昭和 60 年 6 月 1 日から発する。
- 2 本協定の締結を証するため本書 15 通を作成し、それぞれの協定機関が署名押印し各 1 通を保有するものとする。

流山市消防本部	千葉県流山市三輪野山 994 番地
	流山消防本部
	消防長 吉野 芳矩
柏警察署	千葉県柏市松ヶ崎 722-1
	柏警察署長
	警視 正安西 努
京葉ガス株式会社柏支社	千葉県柏市柏 211-5
	京葉瓦斯株式会社柏支社
	支社長 梶村 昶夫



京和ガス株式会社 千葉県流山市江戸川台東 1 丁目 254 番地  
 京和ガス株式会社  
 取締役社長 海老原 信二

東京ガス株式会社千葉導管管理事務所  
 千葉県港町 20 番 1 号  
 東京瓦斯株式会社千葉導管管理事業所  
 所長 山口 靖之

流山簡易ガス株式会社 千葉県流山市宮園 2 丁目 23 番地 3  
 流山簡易ガス株式会社  
 取締役社長 山室 敏郎

京葉液化ガス株式会社 千葉県船橋市日の出 1 丁目 18 番 4 号  
 京葉液化ガス株式会社  
 代表取締役 河野 紘

住商液化ガス株式会社 東京都葛飾区奥戸 9 丁目 7 番 6 号  
 葛飾営業所  
 所長 田中 利明

東上ガス株式会社野田営業所  
 千葉県野田市堤根新田字下荒久 14-2  
 見米 信弘

日本ガス株式会社流山営業所  
 千葉県流山市若葉台 130  
 流山営業所  
 所長 小山 健三

三ツ輪液化ガス株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号  
 代表取締役 栗林 弘

菱総ガス株式会社 千葉市末広 5 丁目 5 番地  
 菱総ガス株式会社  
 代表取締役 坂本 幸久

千葉県 L P ガス協会松戸支部流山分会  
 千葉県 L P ガス協会松戸支部流山分会  
 分会長 岡田 行夫

東京電力株式会社千葉支店柏営業所  
 千葉県柏市中央 2 丁目 10 番 24 号  
 柏営業所長 木村 章義

東京電力株式会社千葉支店野田営業所  
 千葉県野田市宮崎 82-4  
 野田営業所長 廣木 隆

## 資料 50 千葉県広域消防相互応援協定書

### (協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律226号。以下「法」という。）第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

### (応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援
- (4) 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

### (応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
  - (2) 災害発生場所
  - (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
  - (4) 応援隊受入れ場所
  - (5) その他必要な事項
- 2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

### (応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

### (応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができ

るものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第47条の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

## 資料 51 流山市・野田市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法（昭和22年法律226号）第39条の規定に基づく、流山市（以下「甲」という。）と野田市（以下「乙」という。）との消防の相互の応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災および救急発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣

(応援の方法)

第4条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報しまたは覚知した場合に出場するものとする。

- (2) 特別応援

甲・乙区域内に大火災または集団救急事故が発生し応援を必要とする場合に出場するものとする。

(応援の要請)

第5条 特別応援の要請は、被応援側の長の名をもって要請するものとする。

- 2 応援側の長の命令または状況判断により出場した場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 応援に必要な隊数については、応援側において決定するものとする。
- 4 要請についての文書等は、提出しないものとする。

(出場)

第6条 消防隊の出場については、次による。

- (1) 甲は、流山市消防署の消防隊とし、乙は、野田市消防署の消防隊とする。

(2) 消防団の出場については、隣接消防分団とし、それぞれの管内に延焼する恐れのある場合に出場するものとする。

2 普通応援および特別応援で、応援側の状況判断により出場する場合は、原則として甲にあっては甲の消防本部指令室、乙にあっては乙の消防本部指令室に問合せ後出場する。

3 鎮火の場合は、甲にあっては甲の消防本部指令室、乙にあっては乙の消防本部指令室に直ちに連絡する。

(応援隊の指揮)

第7条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

2 応援出場隊の長は、次に掲げる事項を被応援側現場最高指揮者に報告するものとする。

- (1) 現場到着
- (2) 危険物火災等により消火薬剤を使用する場合

- (3) 消防行動
- (4) 引揚げ
- (5) その他必要事項  
(通報)

第8条 救急応援した場合には、業務終了後必要な事項を被応援側の消防長に電話で通報するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第9条 応援に要した費用は、次の方法により処理する。

- (1) 応援側の負担とする経費は、応援のため要した経常経費ならびに事故により生じた経費とする。
- (2) 被応援側の負担とする経費は、災害防除が長時間にわたる場合の隊員に支給する食事および使用した消火薬剤ならびにその他の経費とする。

(協定外の事項)

第10条 この協定について疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(補則)

第11条 本協定を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保管するものとする。

第12条 江戸川町、野田市消防相互応援協定(昭和26年11月30日)はこれを廃止する。

平成18年10月10日

甲 流山市平和台1丁目1番の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 野田市鶴奉7番地の1  
野田市  
野田市長 根本 崇

別 表

流山市	東深井 西深井 深井新田 こうのす台 平方村新田
野田市	今上(上ヶ谷・下ヶ谷) 山崎(大和田・宿・里・ 中地・西新田・東新田・ 島・大崎)

## 資料 52 柏市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、柏市(以下「甲」という。)と流山市(以下「乙」という。)は、消防の相互の応援について、次のとおりとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣
- (3) その他災害の発生に際し、必要と認められる事項

(応援の方法)

第4条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援別表に定める区域内に発生した火災、および救急事故を受報し、または覚知した場合に出場するものとする。
- (2) 特別応援甲又は乙の管轄区域内に大火又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請、又は応援側の状況判断により応援するものとし、応援隊数等については応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援隊側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援のために要した費用は、次の方法により処理するものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

第9条 この協定は、昭和62年4月1日から施行する。

2 柏市・流山市消防相互応援協定書(昭和47年9月1日締結)は、これを廃止する。  
本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各その1通を保有する。

平成 18 年 12 月 1 日

甲 柏市柏五丁目 10 番 1 号  
柏市  
柏市長 本多 晃

乙 流山市平和台一丁目 1 番 1 号  
流山市  
流山市長 井崎 義治

別 表

消防相互応援区域

普通応援

柏 市	流 山 市
大青田の一部、十余二の一部、中十余二の一部、高田の一部、篠籠田の一部、豊四季の一部、豊上町の一部、南柏一丁目二丁目、今谷上町の一部、豊住二丁目、今谷南町、東中新宿一丁目四丁目、光ヶ丘一丁目二丁目、光ヶ丘団地、中新宿一丁目から三丁目、南柏中央	東深井の一部、こうのす台、江戸川台東一丁目から四丁目、東初石一丁目から六丁目、西初石六丁目の一部、市野谷の一部、美田、青田、駒木台、十太夫、駒木、野々下一丁目の一部、野々下二丁目から六丁目、長崎一丁目二丁目、西松ヶ丘一丁目、松ヶ丘一丁目から六丁目、名都借の一部、前ヶ崎の一部、向小金新田

特別応援

柏 市	流 山 市
全 域	全 域

## 資料 53 千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく千葉県流山市（流山市消防本部）（以下「甲」という。）と埼玉県三郷市（三郷市消防本部）（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際甲、乙相互の消防力を活用して災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊はすべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は被応援側の負担とする。

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため正本2通を作成し、甲、乙各1通を保管するものとする。

### 附 則

1 この協定は平成3年4月1日から効力を生ずる。

2 千葉県流山市（流山市消防本部） 消防相互応援協定書（昭和44年9月1日）は、  
埼玉県三郷町（三郷町消防本部）  
廃止する。

上記のとおり協定する。

平成18年8月25日

甲 千葉県流山市長 井崎 義治

乙 埼玉県三郷市長 美田 長彦



別 表

応 援 出 場 区 域		
	流 山 市	三 郷 市
普通応援	流山一丁目から九丁目 南流山七丁目・八丁目 木	早稲田一丁目から八丁目 三郷一丁目から三丁目 茂田井 幸房 岩野木
特別応援	流山市全域	三郷市全域

## 資料 54 松戸市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 松戸市(以下「甲」という。)と流山市(以下「乙」という。)との消防組織法(昭和22年法律226号)第39条の規定に基づく消防の相互の応援については、この協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の区分)

第3条 甲又は乙は、その区域内において火災等が発生したときは、次の区分に従いそれぞれ相互に応援するものとする。

(1) 普通応援

甲又は乙の消防機関が別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合において、応援側から1隊出場させることをいう。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合において、それぞれの要請又は状況判断に応じ、必要な数の消防隊等を出場させることをいう。

(救急隊の応援)

第4条 救急隊の応援は、次の各号に掲げる場合にそれぞれの事故現場に救急隊を出場させるものとする。

- (1) 甲又は乙の境界地域付近で発生した救急事故を駆け込みにより覚知したとき。
- (2) 甲又は乙の境界地域付近で発生した救急事故を現認又は電話で受報したとき。
- (3) その他緊急に出場する必要があると認めるとき。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(災害活動の報告)

第6条 応援出場隊の隊長は、速やかに現場最高指揮者に対し災害活動について報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 消防機械器具(救急機械器具を含む。以下同じ。)の小破損の修理、機械の燃料、職員の諸手当及び被服の補修等についての諸経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援消防隊員及び救急隊員の死傷に伴う災害補償、賞じゅつ金及び弔慰金等の諸経費は、応援側の負担とする。
- (3) 次に掲げる費用については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。
  - ア 建物、施設及び消防機械器具の重大な破損の修理
  - イ 一般人の死傷に伴う損害賠償その他の諸経費
  - ウ その他必要とする経費

(旧協定の解除)

第8条 この協定の締結に伴い、甲乙間において昭和47年2月3日付をもって締結した松戸市・流山市消防相互応援協定は、解除する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保管するものとする。

平成18年11月1日

甲 松戸市根本389番地の5  
松戸市  
松戸市長 川井 敏久

乙 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

## 資料 55 茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 39 条第 2 項の規定により、下記市町村、組合（以下「協定市町村等」という。）の長は、協定市町村等の行政区域のうち、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間、北関東自動車道桜川筑西、水戸南インターチェンジ間、東水戸道路水戸南、ひたちなかインターチェンジ間、常陸那珂有料道路ひたちなか、ひたち海浜公園インターチェンジ間、県道常陸那珂港南線ひたち海浜公園、常陸那珂港インターチェンジ間、首都圏中央連絡自動車道つくば中央インターチェンジ、稲敷インターチェンジ間、東関東自動車道茨城町ジャンクション、茨城空港北インターチェンジ間（以下「協定区域」という。）における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

三郷市、吉川松伏消防組合、吉川市、流山市、柏市、守谷市、つくばみらい市、つくば市、常総地方広域市町村圏事務組合、土浦市、かすみがうら市、石岡市、小美玉市、水戸市、笠間市、那珂市、東海村、常陸太田市、日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、茨城町、牛久市、稲敷地方広域市町村圏事務組合、阿見町

（目的）

第 1 条 本協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において協定市町村等の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（出場区域）

第 2 条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため協定区域に災害が発生した場合は、別表に掲げる協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（出場消防隊等）

第 3 条 本協定により出場する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（応援）

第 4 条 協定区域に災害が発生し、第 2 条の規定により出場した市町村等（以下「出場市町村等」という。）の消防長が、他の協定市町村等の応援の必要を認めるときは、当該協定市町村等の長（消防本部が設置されている市町村等の場合は消防長とする。以下同じ。）に対し、応援の要請をすることができる。

また、第 2 条の規定により出場しなければならない市町村等において、特別の理由により出場できない場合も同様とする。

2 応援の要請を行う出場市町村等の長は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

3 応援の要請を受けた協定市町村等（以下「応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務上重大な支障が

あり消防隊等を出場させることができない応援市町村等の長は、速やかにその旨を応援の要請者に通報するものとする。

4 災害の大規模化等により、前1項の応援だけでは対応が困難となった場合は、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により、応援のため出場した消防隊等の指揮は、第2条の規定により出場した消防隊等の現場の最高指揮者が行うものとする。

(災害の事務処理)

第6条 災害の事務処理は、第2条の規定により出場した消防隊等が行うものとする。この場合において、火災の原因、損害又は被救護者の調査事務等が長時間にわたるときは、災害発生地を管轄する協定市町村等に事務の一部を依頼することができる。

また、必要に応じ事務処理状況等について、相互に通報するものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による出場及び第4条の規定による応援(以下「応援等」という。)に要する経費の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援等に要した経費は、応援等を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等が現物又はその経費を負担するものとする。

(2) 応援のために出場した消防隊等の活動が長時間にわたり燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援等のために出場した消防隊の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊等の所属する協定市町村等の負担とする。

(4) 応援等のために出場した消防隊が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、その賠償についてその都度関係協定市町村等において協議のうえ決定するものとする。

ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第8条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び機器資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長が相互に協議のうえ別に定めるものとする。

(適用)

第11条 本協定は、平成22年4月24日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定 29 通を作成し、協定市町村等の長記名押印のうえ各 1 通を保有する。

なお、平成 21 年 3 月 21 日付けで締結した「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」は廃止する。

平成 22 年 3 月 31 日

茨城県土浦市		茨城県石岡市	
市長	中川 清	市長	久保田 健一郎
茨城県常陸太田市		茨城県高萩市	
市長	大久保 太一	市長	草間 吉夫
茨城県北茨城市		茨城県笠間市	
市長	豊田 稔	市長	山口 伸樹
茨城県牛久市		茨城県つくば市	
市長	池邊 勝幸	市長	市原 健一
茨城県ひたちなか市		茨城県守谷市	
市長	本間 源基	市長	会田 真一
茨城県那珂市		茨城県かすみがうら市	
市長	小宅 近昭	市長	坪井 透
茨城県桜川市		茨城県つくばみらい市	
市長	中田 裕	市長	飯島 善
茨城県小美玉市		埼玉県三郷市	
市長	島田 穰一	市長	木津 雅晟
吉川松伏消防組合		埼玉県吉川市	
管理者	戸張 胤茂	市長	戸張 胤茂
千葉県流山市		千葉県柏市	
市長	井崎 義治	市長	秋山 浩保
茨城県水戸市		茨城県日立市	
市長	加藤 浩一	市長	檜村 千秋
茨城県稲敷市		茨城県東茨城郡茨城町	
市長	田口 久克	町長	小林 宣夫
茨城県那珂郡東海村		茨城県稲敷郡阿見町	
村長	村上 達也	町長	天田 富司男
筑西広域市町村圏事務組合		常総地方広域市町村圏事務組合	
管理者	吉澤 範夫	管理者	会田 真一
稲敷地方広域市町村圏事務組合			
管理者	中山 一生		

## 資料 56 流山市防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力株式会社 東葛支社）

流山市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という）は、流山市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（広報の依頼）

第 1 条 乙は、電力供給に係わる大規模事故が発生した場合や著しい電力需給の変動が大規模停電を引き起こすことが想定される場合で、その事態を回避するための節電のお願いについて、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、広報の依頼をすることができる。この場合において、大規模事故とは、おおむね 5,000 世帯以上に相当の長時間にわたり影響を及ぼす恐れのある停電とする。

2 甲は、前項の依頼を受けたときは、防災無線を使用し、別記広報文例を基本に、市民等に対して広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第 2 条 乙は、前条第 1 項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 乙の所属名、氏名、電話番号
- (2) 影響する範囲
- (3) 事故等の範囲(判明している場合)
- (4) 生じている事象
- (5) 市民等に伝達すべき注意事項
- (6) 乙における対応
- (7) 復旧の見込み
- (8) 問合せ先
- (9) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨を直ちに甲に連絡するものとする。

（受け入れ体制）

第 3 条 乙は、一般市民からの問い合わせに対し、受け入れ体制を確立しておかなければならない。

（疑義の決定等）

第 4 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

第 5 条 甲乙間で締結した平成 12 年 4 月 14 日付けの流山市防災行政無線の活用に関する協定は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 10 月 14 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 柏市新柏 1 丁目 13 番地の 2  
東京電力株式会社 東葛支社  
支社長 高木 晃



## 別記 広報文例（第1条第2項）

### 【大規模事故の場合】

こちらは、防災ながれやまです。

東京電力(株)からの情報によりますと、ただいま、〇〇地域（影響する範囲）で、台風(原因)のため、停電(生じている事象)しているもようです。

切れた電線には絶対近づかないように(注意事項)してください。

ただいま、復旧作業を行っていますので、しばらくお待ちください。

なお、〇〇時〇〇分頃(復旧見込み)に復旧する見込みです。

問い合わせについては、東京電力(株)(問合せ先)までお願いします。

### 【節電のお願いの場合】

こちらは、防災ながれやまです。

東京電力(株)からの情報によりますと、ただいま、〇〇地域（影響する範囲）で、猛暑による電力使用の増加(原因)のため、停電が発生する可能性(生じている事象)があります。

停電を避けるため節電にご協力をお願いします(注意事項)。

問い合わせについては、東京電力(株)(問合せ先)までお願いします。

## 資料 57 流山市防災行政無線の活用に関する協定書（京和ガス株式会社，京葉瓦斯株式会社）

### 京和ガス株式会社

流山市を甲とし、京和ガス株式会社を乙とし、自然災害等により、乙によるガスの供給に係る大規模事故が発生した場合の流山市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し甲、乙間において次のとおり協定を締結する。

（大規模事故の定義）

第 1 条 本協定における大規模事故とは、地震、台風などの自然災害や事故等により概ね 5,000 世帯以上に相当の時間市民生活に影響を及ぼすおそれのある事故をいう。

（広報の依頼）

第 2 条 乙は、大規模事故が発生し、独自では速やかな広報ができないと判断した場合は、甲に防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容等）

第 3 条 乙は、前条の依頼をするときは、甲乙間で事前に確認した別紙連絡体系により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故発生時間
- (3) 事故原因（判明している場合）
- (4) 影響の範囲
- (5) 復旧の見通し
- (6) その他必要な事項

2. 乙は、依頼後に新たな情報が判明したときは、当該情報を直ちに甲に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した広報の実施）

第 4 条 甲は、乙からの広報の依頼を受け、当該大規模事故が市民の生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、別記の広報文例を参考として、防災行政無線を活用し、市民等に対して速やかに広報を実施するものとする。

（協定条項の解釈等）

第 5 条 この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第 6 条 本協定書の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

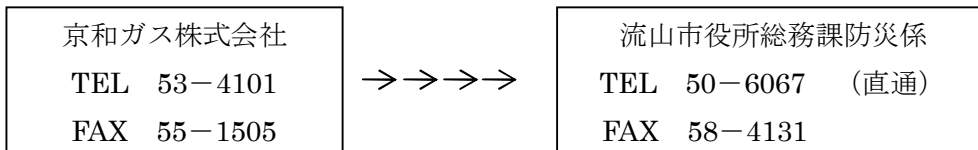
この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 12 年 5 月 19 日

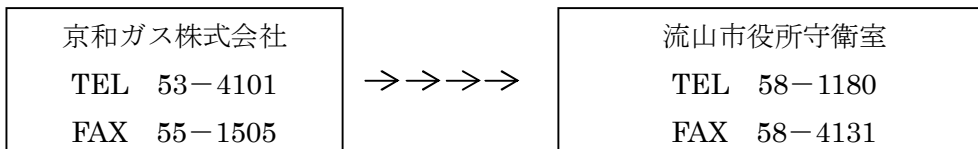
- 甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 眉山俊光
- 乙 流山市江戸川台東1丁目254番地  
京和ガス株式会社  
取締役社長 水野宏

別紙連絡体制(第3条第1項)

1 平日の午前8時30分から午後5時20分までの場合



2 上記以外の場合



広 報 文 例

こちらは、流山市です。

ただ今、〇〇地域において、都市ガスの供給が停止されています。

現在、事故原因については、ガス会社が調査中ですが、復旧については〇〇時間くらいかかる見込みです。

供給を再開する際は、安全確保のため、ガス会社の係員が訪問し、設備の点検をしますので、それまで絶対にガスを使わないで下さい。

また、万一ガスの臭いがしたら、ガス会社に連絡してください。

## 京葉瓦斯株式会社

流山市を甲とし、京葉瓦斯株式会社を乙とし、自然災害等により、乙によるガスの供給に係る大規模事故が発生した場合の流山市防災行政無線(以下「防災行政無線」という。)の活用に関し甲、乙間において次のとおり協定を締結する。

(大規模事故の定義)

第1条 本協定における大規模事故とは、地震、台風などの自然災害や事故等により概ね5,000世帯以上に相当の時間市民生活に影響を及ぼすおそれのある事故をいう。

(広報の依頼)

第2条 乙は、大規模事故が発生し、独自では速やかな広報ができないと判断した場合は、甲に防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

(依頼内容等)

第3条 乙は、前条の依頼をするときは、甲乙間で事前に確認した別紙連絡体系により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故発生時間
- (3) 事故原因(判明している場合)
- (4) 影響の範囲
- (5) 復旧の見通し
- (6) その他必要な事項

2. 乙は、依頼後に新たな情報が判明したときは、当該情報を直ちに甲に連絡するものとする。

(防災行政無線を活用した広報の実施)

第4条 甲は、乙からの広報の依頼を受け、当該大規模事故が市民の生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、別記の広報文例を参考として、防災行政無線を活用し、市民等に対して速やかに広報を実施するものとする。

(協定条項の解釈等)

第5条 この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

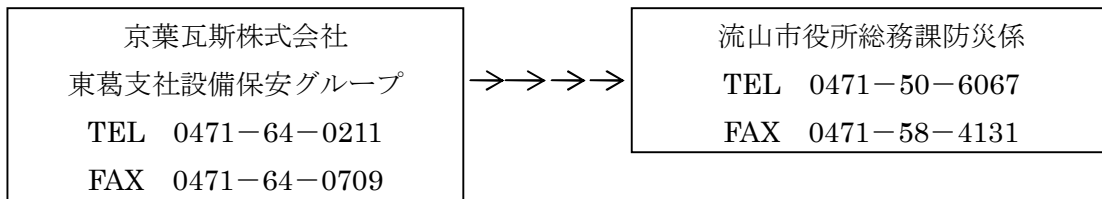
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成12年5月19日

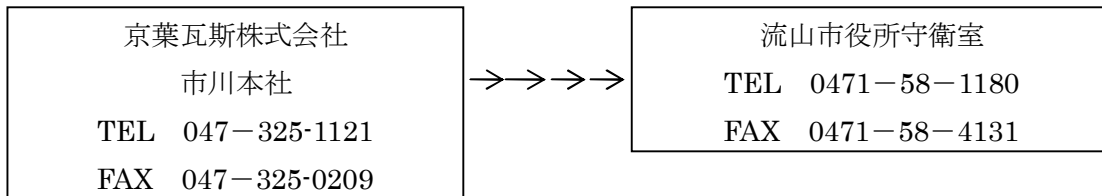
- 甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 眉山俊光
- 乙 柏市柏211番地の5  
京葉瓦斯株式会社 東葛支社  
支社長 昼間郁夫

別紙連絡体制(第3条第1項)

1 平日の午前8時30分から午後5時20分までの場合



2 休日・夜間等上記以外の場合



広 報 文 例

こちらは、流山市です。

ただ今、〇〇地域において、都市ガスの供給が停止されています。

現在、事故原因については、ガス会社が調査中ですが、復旧については〇〇時間くらいかかる見込みです。

供給を再開する際は、安全確保のため、ガス会社の係員が訪問し、設備の点検をしますので、それまで絶対にガスを使わないで下さい。

また、万一ガスの臭いがしたら、ガス会社に連絡してください。

## 資料 58 災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

流山市(以下「甲」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における、甲が行う遺体の処理活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 甲の市内において地震、風水害その他の災害が発生したことにより、甲に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)に多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合は、甲は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は、当該事項に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じることができる事項

(要請)

第3条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態等が発生したときは、電話又はファックス等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合は、乙のできる事項において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号に定める協力をしたときは、次に掲げる事項を、文書により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告の内容が甲の要請に適合していることを確認の上、乙の協力に要した経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、協力に要した経費を甲に請求する場合は、その全額を一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定による経費の請求があった場合は、当該請求のあった日から30日以内に乙の指定する先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生時直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、この協定に基づく災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部長の職にある者を、乙にあっては会長を当該責任者とする。

(通知)

第12条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月1日

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市  
流山市長 眉山俊光

東京都港区虎ノ門5-13-1

乙 社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 山下宗吉

## 資料 59 災害時における輸送業務に関する協定書（流山トラック事業協同組合）

流山市（以下「甲」という。）と流山トラック事業協同組合（以下「乙」という。）とは、救援物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市に災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき甲が行う救援物資等の輸送に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる場所への救援物資等の輸送の協力を行うものとする。

- (1) 避難場所への輸送
- (2) その他甲の指定する場所への輸送

（協力要請の手続）

第3条 甲の乙に対する救援物資等の輸送の要請は、文書により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、要請を受けた場合は必要な人員、事業用車両等を出動させ、救援物資等の輸送に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により協力をしたときには、その結果を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が救援物資等の輸送に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用の額は、甲・乙協議して定めるものとする。

（車両の届出）

第7条 乙は、災害時における救援物資等の輸送業務の用に供することができる事業用車両の車種、自動車登録番号等の毎年度当初甲に対して報告するものとする。

（事故等）

第8条 乙は、救援物資等の輸送のための事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から同一の条件をもって更新したものとみなす。以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

上記協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。



平成 13 年 6 月 7 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 眉 山 俊 光

流山市流山 8 丁目 1310 番地の 1

乙 流山トラック事業協同組合

代表理事 小 倉 敬 之

## 資料 60 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合，エル生活クラブ生活協同組合）

流山市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙<sub>1</sub>」という。）、生活協同組合エル（以下「乙<sub>2</sub>」という。）、生活クラブ生活協同組合（以下「乙<sub>3</sub>」という。）とは、それぞれ、災害時における応急生活物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき甲が実施する応急生活物資の供給に関し、乙<sub>1</sub>、乙<sub>2</sub>及び乙<sub>3</sub>（以下「乙」と総称する。）が行う当該物資の優先供給及び搬送の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、別表に掲げる応急生活物資の優先供給を実施することとし、甲の指定する物資供給拠点又は避難場所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、甲・乙協議の上、別表に掲げる品目以外の品目を応急生活物資に追加して優先供給の対象とすることができる。

（要請手続き等）

第3条 甲は、乙に対する要請を行うときは、乙の代表者に文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書をもって行うものとする。

2 前項に規定する乙の代表者は乙<sub>1</sub>とし、乙の応急生活物資の優先供給及び搬送の連絡調整に当たるものとする。ただし、乙<sub>1</sub>が事情により連絡調整に当たれないときは、乙<sub>2</sub>が代わってその業務を行うものとする。

（費用弁償等）

第4条 甲は、第2条の規定により乙が優先供給を行った応急生活物資の代金及び搬送に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する代金の額は、災害直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第5条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における物資の調達等について、広域的な供給支援体制の整備に努めるものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、この協定は、さらに1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を4通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 14 年 3 月 21 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

千葉市若葉区桜木町 526 番 1

乙<sub>1</sub> 生活協同組合ちばコープ

理事長 高橋 晴雄

船橋市本町 2 丁目 2 番 1 号

乙<sub>2</sub> 生活協同組合エル

理事長 本郷 靖子

千葉市美浜区真砂 5 丁目 21 番 12

乙<sub>3</sub> 生活クラブ生活協同組合

理事長 池田 徹

別 表

供給基準	応急生活物資供給品目
最優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パン(菓子パン、調理パン)</li> <li>・牛乳(ロングライフ)</li> <li>・果物(バナナ、りんごなど)</li> <li>・レトルト食品(ごはん、おかず)</li> <li>・容器入り飲料水、清涼飲料</li> </ul>
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶詰(イージーオープン)</li> <li>・生理用品</li> <li>・即席麺</li> <li>・下着類</li> <li>・バター、ジャム</li> <li>・靴下</li> <li>・緑茶</li> <li>・タオル</li> <li>・コーヒー</li> <li>・なべ</li> <li>・紅茶</li> <li>・ラップ類</li> <li>・米</li> <li>・卓上ガスコンロ</li> <li>・梅ぼし</li> <li>・卓上ガスボンベ</li> <li>・海苔</li> <li>・電池</li> <li>・塩</li> <li>・懐中電灯</li> <li>・醤油</li> <li>・ゴミ袋</li> <li>・味噌</li> <li>・トイレットペーパー</li> <li>・紙おむつ</li> <li>・ガムテープ</li> <li>・濡れティッシュ</li> <li>・バケツ</li> <li>・石鹸</li> <li>・軍手</li> <li>・洗濯洗面用具</li> <li>・裁縫キット</li> <li>・蚊取り線香</li> <li>・文房具</li> <li>・使い捨てカイロ</li> <li>・運動靴</li> <li>・マスク</li> </ul>

備考

- (1) 「最優先供給品目」とは、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目とする。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」とは、災害規模や被害者のニーズの変化等の状況に対応して調達・供給すべき品目とする。

## 資料 61 災害時の協力に関する協定（流山市土地開発公社）

流山市（以下「甲」という。）と流山市土地開発公社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時において甲が実施する災害応急対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施するため乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、乙の職員を甲が実施する災害応急対策（以下「応急対策」という。）に派遣するほか、乙の所有する車両を応急対策の用に供するものとする。

2 前項の場合においては、乙は、甲の定める職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

### （経費の負担）

第3条 前条の規定により甲の要請する業務を行った場合において、乙が要した経費については、甲が負担する。

### （経費の請求）

第4条 前条に規定する経費の額が確定した場合は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

### （災害補償等）

第5条 甲の要請により応急対策に従事した乙の職員が、そのために負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定により甲が補填する。

### （有効期間等）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日前30日までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、この協定は同一の条件をもって更新されたものとし以後の期間についても同様とする。

### （協議）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年7月1日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 眉山 俊光

乙 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市土地開発公社  
理事長 岡本 忠也

## 資料 62 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（社団法人流山市歯科医師会）

流山市における災害の歯科医療救護活動を円滑に行なうため、流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、流山市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士および事務職等で構成する歯科医療救護班を編成し、第5条の規定により甲が設置する応急救護所又は甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害時歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、この協定に基づく歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における歯科医療を必要とする被災者に対する応急措置に関すること。
- (2) 被災者の歯科医療機関への転送の要否及び順位の設定に関すること。
- (3) 歯科医療記録等による遺体の身元確認に関すること。
- (4) その他歯科医療活動に関すること。

（応急救護所の設置）

第5条 甲は、災害の発生状況により必要に応じて、避難所及び被災地周辺の歯科医療活動が可能な公共施設等に応急救護所を設置する。

（歯科医療救護班の搬送）

第6条 歯科医療救護班の救護所への搬送は、原則として乙が行うものとする。

（歯科医薬品等）

第7条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要する医薬品及び医療器具等は、原則として乙が調達し、救護所等に配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の保有する訪問用歯科診療器具等の使用並びに甲が開設した流山市休日診療所の歯科診療施設及び歯科診療機器材等の活用の要請が乙からあった場合は、甲は全面的に協力するものとする。

（後方歯科医療機関への転送）

第8条 甲は、救護所等に後方歯科医療機関における歯科医療を必要とする被災者がいる場合は、第4条第2号に規定する歯科医療救護班の決定により、乙が指定する後方歯科医療機関に当該被災者を転送するものとする。

（医療費）

第9条 救護所等における応急措置に係る医療費は、無料とする。

2 前条の規定による後方歯科医療機関における医療費は、原則として被災者の負担とする。

(総合防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する総合防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等に対する費用弁償等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協定の効力等)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月20日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市保健センター内

乙 社団法人 流山市歯科医師会

会 長 奈良 文雄



災害時の歯科医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、平成 14 年 11 月 20 日付けで締結した「災害時の歯科医療救急活動に関する協定書」第 11 条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

（費用弁償の額）

第 1 条 歯科医療救護活動に従事した者に対する費用弁償の額は、1 回の従事につき次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 24,800 円
- (2) 歯科衛生士 4,480 円
- (3) 事務職等 3,080 円

2 歯科医療救護活動の時間が 4 時間を超える場合には、次の各号に規定する 1 時間単価に超過時間数を乗じて得た額を、前項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

- (1) 歯科医師 6,200 円
- (2) 歯科衛生士 1,120 円
- (3) 事務職等 770 円

3 前 2 項における従事時間が午後 5 時から午後 10 時まで及び午前 5 時から午前 9 時までの場合は、前項各号に規定する 1 時間単位に 100 分の 25 を、午後 10 時から午前 5 時までの場合は、100 分の 50 を乗じて得た額を、第 1 項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

（実費弁償）

第 2 条 歯科医療救護活動を行うに当たり、歯科医師が所有する医薬品、衛生材料等を使用した場合は、甲がその実費を負担する。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 14 年 11 月 20 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

流山市西初石 4 丁目 1433 番地の 1

流山市保健センター内

乙 社団法人 流山市歯科医師会

会 長 奈良 文雄

## 資料 63 災害時における業務協定書（流山環境保全協同組合）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「甲」という。）と流山環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における廃棄物等の処理のための応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次の協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 甲が、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

- (1) 廃棄物の撤去
- (2) 廃棄物の収集運搬
- (3) し尿の収集運搬
- (4) その他協力できる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは速やかに業務報告書を甲に提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 応急対応の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑化を図るため、甲、乙共に事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において乙が要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の発生）

第7条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定により補償する。

（会員の状況等の報告）

第9条 乙は、本協定に係る組合員の人員、車両等に変更が生じた場合は、毎年5月末までに甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲

又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月7日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市流山2丁目312番地

乙 流山環境保全協同組合

理事長 大橋 照司

## 資料 64 災害時の応援に関する協定書（長野県信濃町）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と信濃町長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は信濃町において、災害が発生し、被災市町独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、各々の市町における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年4月11日

流山市長 井崎 義治

信濃町長 服部 洋

## 資料 65 災害時の応援に関する協定書（石川県能登町）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と能登町長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は能登町において、災害が発生し、被災市町独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、各々の市町における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月8日

流山市長 井崎 義治

能登町長 持木 一茂

## 資料 66 救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人日本救助犬協会）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本救助犬協会（以下「乙」という。）は、救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第 2 条 この協定による業務は、流山市内の災害現場において、甲が救助活動のため救助犬の出動が必要であると認めた人命等検索活動（以下「検索活動」という。）とする。

（出動の要請）

第 3 条 甲は、検索活動のため救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、救助犬の出動を要請するものとする。

2 救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲等を考慮し、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第 4 条 会員は、救助犬とともに出動したときは、甲の現場責任者の指揮のもとに検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲及び乙が協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第 5 条 この協定による業務の終了は、甲の現場責任者が検索活動の終了を告げたとき、又は救助犬による検索活動の続行が不可能と判断したときとする。

（費用の弁償）

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により甲の要請する業務を乙が実施した場合において要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害現場等における損害等）

第 7 条 この協定に基づく会員並びに救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた障害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（理事等の名簿の提出）

第 8 条 乙は、甲に本協定に係る理事等の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を保管しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（連絡会）

第 9 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用するため、必要に応じ連絡会を開催するものとする。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。



平成 17 年 8 月 8 日

- 甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 井崎 義治
- 乙 東京都中野区中野 5 丁目 67 番 6 号  
ビジネスハイツ中野 701 号  
特定非営利活動法人 日本救助犬協会  
理事長 小澤 宏之

### 「救助犬の出動に関する協定」実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、平成 17 年 8 月 8 日付けで流山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本救助犬協会（以下「乙」という。）との間で締結した救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき、次のとおり協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動対象災害等)

第 2 条 甲が乙に出動要請する災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建造物等の崩壊、倒壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (2) 建築物、その他の工作物等の崩壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命等検索活動が必要な災害
- (4) その他人命検索活動が必要な災害

(出動の要請)

第 3 条 甲は、協定第 3 条に規定する出動を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

ただし、乙との連絡がとれない場合、甲は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対して直接要請することができるものとする。

この場合、甲は、速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
  - (2) 出動場所
  - (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
  - (4) その他要請に必要な事項
- 2 乙は、協定第 3 条に規定する出動の要請を受け出動態勢が整ったときは、次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。
- (1) 責任者の氏名
  - (2) 出動人員
  - (3) 救助犬の頭数
  - (4) 出動時間及び到着予定時間

(5) その他必要な事項

3 第1項及び第2項に定める連絡先は次のとおりとする。

区 分	連 絡 先		連 絡 方 法
流 山 市	昼	総務部総務課	電話 04(7150)6067 FAX 04(7158)4131
	休日 夜間等	総務部総務課 (管財課守衛室経由)	電話 04(7158)1180
日本救助犬協会 本部	昼	事務所  中西事務局長宅	電話 03(3385)3451 FAX 03(3385)3461 電話 042(592)3309 FAX 042(592)3309 携帯 090(6520)3641
	休日 夜間等	小澤理事長宅	電話 03(3387)8951 FAX 03(3387)5831 携帯 090(5583)9055
日本救助犬協会 千葉北部地区	昼夜 休日	地区責任者 松原和子宅	電話 04(7148)7620 FAX 04(7148)7626 携帯 090(5439)9815

(連携活動)

第4条 甲及び乙は、協定第4条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

第5条 乙は、出動隊の帰着後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

- (1) 出動部隊（救助犬の頭数、人員、車両）
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(費用の弁償)

第6条 甲は、前第5条に基づく乙からの通知をもって費用の請求があったものとみなし、内容等を確認し、活動に要した費用を乙に支払うものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(疑義の決定)

第7条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市

流山市長 井崎 義治

乙 東京都中野区中野 5 丁目 67 番 6 号

ビジネスハイツ中野 701 号

特定非営利活動法人 日本救助犬協会

理事長 小澤 宏之

## 資料 67 災害時における放送等に関する協定書（株式会社ジェイコム東葛葛飾）

流山市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東葛葛飾（以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報（以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、流山市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に要請するものとする。

（1）放送要請の理由

（2）依頼する放送の内容

（3）希望する放送の日時

（4）その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は、別紙2の災害情報放送要請書（第1号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の災害情報および第2条で乙に要請した情報について、乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 放送要請に関する事項の伝達及び、これに関する連絡を確実、かつ、円滑なものとするため、連絡責任者を置くこととし、主たる連絡責任者は別紙3に定めるものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この

期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

(その他)

第10条 災害発生時における放送要請に関する協定書(平成17年8月8日)は、廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年11月1日

甲 千葉県平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 千葉県松戸市新松戸3丁目55番  
株式会社ジェイコム東葛葛飾  
代表取締役社長 平岩 光現

別紙1 略

別紙2 略

別紙3 略

## 資料 68 災害時における物資の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、応急措置のため、緊急に必要なが生じた物資の供給について、流山市（以下「甲」という。）と流山石油商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第 2 条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なとするものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲が、物資の供給を受けようとするときは、文書（様式 1）により、乙へ要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（費用弁償）

第 4 条 甲は、前条の規定により供給を受けた物資の代金を、災害が発生した時における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期日終了 30 日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
甲 流山市  
流山市長 井崎 義治

流山市鱈ヶ崎 10 番地の 1  
乙 流山石油商組合  
組合長 山野辺 繁

## 資料 69 災害時における燃料の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、災害応急対策に使用する災害対策本部活動車両等の燃料供給について、流山市（以下「甲」という。）と流山石油商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（本部活動用車両等）

第 2 条 この協定において「災害対策本部活動用車両等」とは、流山市の表示を掲げた甲所有の車両、消防車両、発電機等の防災資機材、その他甲が災害応急対策に必要と認めた車両及び防災資機材とする。

（燃料の種類）

第 3 条 燃料の種類は、ガソリン、軽油及び灯油とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は、支障のない範囲で甲からの要請に応じるものとする。

（要請の手続）

第 4 条 甲は、災害時に燃料の供給を受けようとするときは、災害時燃料供給要請書（様式 1）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により様式 1 に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

2 乙は、甲からの災害時燃料供給要請書（様式 1）又は電話による要請を受けたときは、速やかに乙の組合員店へ要請するものとする。

（供給の方法）

第 5 条 前条の規定による要請後、甲は、乙の組合員店において、別紙記載の災害時燃料給油券（以下「給油券」という。）A、B により燃料の供給を受けるものとする。

2 前項の規定により甲から要請を受けた乙の組合員店は、甲に対し、優先的に燃料を供給するものとする。

3 前項の規定による燃料供給後、給油券 A は甲が保管し、給油券 B は乙の組合員店が保管するものとする。

（費用弁償）

第 6 条 甲は、前条 3 項に基づく乙からの給油券 B の請求をもって費用の請求があったものとみなし、乙に支払うものとする。

2 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を災害が発生した時における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（会員の状況等の報告）

第 7 条 乙は、本協定に係る組合員及び業種等に変更が生じた場合は、毎年 4 月末までに甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期間終了 30 日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月8日

流山市平和台1丁目1番地の1  
甲 流山市  
流山市長 井崎 義治

流山市鱒ヶ崎10番地の1  
乙 流山石油商組合  
組合長 山野辺 繁

様式1 略  
別紙 略



## 資料 70 流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と北上市長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は北上市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年11月3日

流山市長 井崎 義治

北上市長 伊藤 彬

## 資料 71 地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定書（流山建設業協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と流山建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 乙は、甲の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、甲、乙、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事生産基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第

50号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この規定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市青田520番地の1

乙 流山建設業協同組合

理事長 川畑 哲則

別 表

人件費・機材費

職種及び機材	単位	単価(円)
作業員	1人/1時間労務単位	2,500
電気通信設備技術者	1人/1時間労務単位	3,700
機械工	1人/1時間労務単位	2,600
2tダンプトラック	1台/1日あたり	7,000
4tダンプトラック	1台/1日あたり	15,000
4tクレーン付トラック	1台/1日あたり	15,000
タイヤショベル	1台/1日あたり	15,000
発動発電機(50KVA)	1台/1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別途双方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

## 資料 72 災害時における物資供給等に関する協定書（株式会社セブン－イレブン・ジャパン）

流山市（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関して次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）流山市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）流山市以外の災害について、関係自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

### （調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

### （調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

### （要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

### （物資の引渡し及び運搬）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

### （費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

る。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第8条 甲は、平時または災害時において、乙に対し防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し情報提供するものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙3)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定の有効期限は協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が有効期限の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成28年1月28日

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一

別紙1、2、3 略

## 資料 73 災害時の救助活動に関する協定書（流山市薬剤師会）

流山市における災害時の医療救護活動を円滑に行うため、流山市（以下「甲」という。）と流山市薬剤師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、負傷者の応急手当に必要な医薬品及び衛生材料を提供することとし、甲の指定する救護所まで搬送を行うものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき、応急手当に必要な医薬品及び衛生材料の仕分けを行うこととし、甲の指定する救護所に薬剤師を派遣するものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、医療救護活動を要請しようとするときは、要請理由、業務内容、日時、実施場所その他必要な事項を文書（様式 1）により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

（価格及び費用）

第4条 医薬品及び衛生材料の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、乙の仕入れ価格又は乙の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲及び乙が協議のうえ決定する。

2 甲の要請に基づき、乙の指示により医療救護活動に従事した薬剤師に対する費用は、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が応援協力をした場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 医薬品及び衛生材料の経費
- (3) その他医療活動に要する経費

2 乙は、経費を請求するときは、文書により請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（合同訓練）

第6条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14条）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

（薬事紛争発生の措置）

第8条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に薬事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月2日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市  
流山市長 井崎 義治

流山市西初石4丁目1433番地の1

乙 流山市保健センター内  
流山市薬剤師会  
会 長 板津 邦彦

様式1 略



## 資料 74 地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書（流山造園土木業組合）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「甲」という。）と流山造園土木業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における倒木、折れ枝の処理などの応急対応（出水後の防疫作業への従事を含む。以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び活動要請
- （2）応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- （3）応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、甲の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に提出するものとする。

- （1）活動の内容
- （2）活動の人員と期間
- （3）活動の場所
- （4）活動の効果
- （5）事故のあった場合はその内容
- （6）その他参考となる事項

（連絡責任者）

第5条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、甲、乙、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第7条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にか

かり、又は障害になった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団等公務補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定により補償する。

2 第3条に規定する応急対応の実施については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第11条 平成19年12月17日に甲及び乙が締結した地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定はこの協定の締結をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月1日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市駒木134番地

乙 流山造園土木業組合

会長 高市 高明

別表

人件費・機材費

職種及び機材	単 位	単 価 (円)
作業員	1人／1時間労務単価	2,500
電気通信設備技術者	1人／1時間労務単価	3,700
機械工	1人／1時間労務単価	2,600
2t ダンプトラック	1台／1日あたり	7,000
4t ダンプトラック	1台／1日あたり	15,000
4t クレーン付トラック	1台／1日あたり	15,000
タイヤショベル	1台／1日あたり	15,000
高所作業車運転 (12m)	1台／1日あたり	32,000
高所作業車運転 (16m)	1台／1日あたり	40,000
高所作業車運転 (22m)	1台／1日あたり	48,000
ラフテレーンクレーン (10t吊)	1台／1日あたり	52,000
ラフテレーンクレーン (25t吊)	1台／1日あたり	92,000
ホイールローダ (0.3m <sup>3</sup> )	1台／1日あたり	10,400
ホイールローダ (0.5m <sup>3</sup> )	1台／1日あたり	12,500
軽トラック	1台／1日あたり	4,000
動力噴霧器及びタンク	1台／1日あたり	4,000
発動発電機 (50KVA)	1台／1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別途双方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

## 資料 75 地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書（流山電業会）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「甲」という。）と流山電業会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 乙は、甲の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第5条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、甲、乙、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第7条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50

号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年1月24日

流山市平和台1丁目1番地の1  
甲 流山市  
流山市長 井崎 義治

流山市東深井865-15  
乙 流山電業会  
会長 関 桂一

別表

人件費・機材費

職種及び機材	単 位	単 価 (円)
作業員	1 人/1 時間労務単価	2,500
電気通信設備技術者	1 人/1 時間労務単価	3,700
機械工	1 人/1 時間労務単価	2,600
2 t ダンプトラック	1 台/1 日あたり	7,000
4 t ダンプトラック	1 台/1 日あたり	15,000
4 t クレーン付トラック	1 台/1 日あたり	15,000
タイヤショベル	1 台/1 日あたり	15,000
発動発電機 (50KVA)	1 台/1 日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別途双方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

## 資料 76 地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書（流山市管工事協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と流山市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 乙は、甲の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、甲、乙、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50

号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月6日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市加1丁目9番地の8

乙 流山市管工事協同組合

理事長 野口 清



別表

人 件 費 ・ 機 材 費

職種及び機材	単 位	単 価 (円)
作業員	1 人/1 時間労務単価	2,500
電気通信設備技術者	1 人/1 時間労務単価	3,700
機械工	1 人/1 時間労務単価	2,600
2 t ダンプトラック	1 台/1 日あたり	7,000
4 t ダンプトラック	1 台/1 日あたり	15,000
4 t クレーン付トラック	1 台/1 日あたり	15,000
タイヤショベル	1 台/1 日あたり	15,000
発動発電機 (50KVA)	1 台/1 日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別途双方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

## 資料 77 災害時における障害者等の避難に関する相互応援協定書（社会福祉法人 まほろばの里）

流山市(以下「甲」という。)と社会福祉法人まほろばの里(以下乙」という。)は、災害時における介護の必要な高齢者及び障害者等(以下「障害者等」という。)の避難に関し、次のとおり相互応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、流山市の地域において、地震、風水害等による大災害が発生し、障害者等の避難が必要になった場合に、施設の提供、障害者等の避難、災害用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等の相互応援を甲及び乙が行い、もって障害者等の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象の施設は、乙が運営する次の施設で、甲及び乙があらかじめ協議して決定した施設の部分とする。

対 象 施 設	所 在 地
知的障害者通所更正施設 つつじ園	流山市 野々下1丁目319番地
多機能型障害福祉サービス事業所 コスモス	
地域生活支援センター まほろば	

(利用対象者等)

第3条 乙が運営する施設を利用する対象者は、障害者等及びその介護者(家族等を含む。)とする。

(応援の要請)

第4条 甲及び乙は、災害が発生した場合は次の要請をすることができる。

- (1) 障害者等の受け入れの要請
- (2) 災害用備蓄物資の提供の要請
- (3) 避難所運営に必要な物品の提供の要請
- (4) 救援活動及び障害者の介護のための要員派遣の要請
- (5) その他障害者等の受入れ及び災害対策上必要とする要請

(責務)

第5条 甲及び乙は、前条の要請があった場合は、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が実施する応援活動に要した経費については、甲が負担するものとし、その額については甲乙協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づき、業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14条)の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、協定の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年5月12日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市野々下1丁目319番地

乙 社会福祉法人 まほろばの里

理事長 花野井 源壽

## 資料 78 救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人 日本レスキュー協会）

（趣旨）

第1条 流山市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人日本レスキュー協会(以下「乙」という。)は、救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）、

第2条 この協定による業務は、流山市内の災害現場において、甲が救助活動のため救助犬の出動が必要であると認めた人命等検索活動(以下「検索活動」という。)とする。

（出動の要請）

第3条 甲は、検索活動のため救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、救助犬の出動を要請するものとする。

2 救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲等を考慮し、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員(以下「会員」という。)に対し、救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務の実施）

第4条 会員は、救助犬とともに出動したときは、甲の現場責任者の指揮のもとに検索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第5条 この協定による業務の終了は、甲の現場責任者が検索活動の終了を告げたとき、又は救助犬による検索活動の続行が不可能と判断したときとする。

（費用の弁償）

第6条 第4条の規定により甲の要請する業務を乙が実施した場合において要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害現場等における損害等）

第7条 この協定に基づく会員及び救助犬の業務の実施に伴って生じた損害(第三者に対する損害を含む。)は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（理事等の名簿の提出）

第8条 乙は、甲に本協定に係る理事等の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を保管しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、協定の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年6月13日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 兵庫県伊丹市下河原2-2-13  
特定非営利活動法人 日本レスキュー協会  
理事長 伊藤 裕成

## 資料 79 災害時における飲料水等の供給に関する協定書(利根コカ・コーラボトリング株式会社)

流山市(以下「甲」という。)と利根コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における飲料水等の供給について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときに、乙に飲料水等の供給を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

### (供給の要請等)

第2条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、次の各項の規定により、飲料水等を供給するものとする。

- 1 乙は甲の避難場所若しくは公共施設内に設置している乙所有の災害対応型自動販売機内の飲料水等の商品を無償供給する。
- 2 乙は、甲が指定する飲料水等を可能な範囲内で甲に優先的に供給することとし、甲の指定する物資供給拠点又は避難所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

### (支援の要請)

第3条 甲は、乙に対する要請を行うときは、乙に文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### (費用弁償等)

第4条 甲は、第2条第2項の規定により乙が優先供給する飲料水等の費用を負担するものとし、その価格は甲乙協議して決定する。

### (協定の効力及び更新)

第5条 この協定は、協定の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

### (協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 21 年 7 月 8 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 千葉県野田市中根 310 番地  
利根コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 マイケル・クームス

## 資料 80 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (医療法人社団愛友会)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余儀なくされた場合に、流山市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- 介護老人保健施設ハートケア流山
- 介護老人保健施設ナーシングプラザ流山

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。



(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年4月6日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 埼玉県上尾市柏座1-10-10  
医療法人社団愛友会  
理事長 中村 康彦

## 資料 81 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人あかぎ万葉)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、流山市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- ケアハウス春の苑
- 特別養護老人ホーム春の苑
- 特別養護老人ホーム月の船

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成28年3月31日までとする。

ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年5月18日

甲 流山市平和台1丁目1-1  
千葉県流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 流山市東深井520-1  
社会福祉法人あかぎ万葉  
理事長 中 登

## 資料 82 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人旭悠会)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余儀なくされた場合に、流山市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホームリバーパレス流山

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年4月6日

甲 流山市平和台1丁目1番地1  
千葉県流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 習志野市新栄1-10-2  
社会福祉法人旭悠会  
理事長 関本 登

**資料 83 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書  
(社会福祉法人流山あげぼの会)**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、流山市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- 特別養護老人ホームはまなす苑
- 特別養護老人ホームあざみ苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年4月6日

甲 流山市平和台1丁目番地1  
千葉県流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 流山市野々下2-488-5  
社会福祉法人流山あけぼの会  
理事長 国吉 昇

## 資料 84 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）

国土交通省関東地方整備局長菊川滋（以下「甲」という。）と、流山市長井崎義治（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、流山市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 流山市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 流山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要する場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。



平成22年12月20日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長 菊川 滋

乙 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

**資料 85 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（社団法人千葉県宅地建物取引業協会  
東葛支部流山地区）**

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市（以下「甲」という。）が社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部流山地区（以下「乙」という。）に対し、災害等により住家を滅失し自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害救助法適用時以外で、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定は、平成23年2月2日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年2月2日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 流山市江戸川台東3丁目155番地の1  
社団法人千葉県宅地建物取引業協会  
東葛支部流山地区  
地区長 後藤 信利

## 資料 86 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

(社団法人全日本不動産協会千葉県本部)

(趣旨)

第1条 この協定は、流山市(以下「甲」という。)が社団法人全日本不動産協会千葉県本部(以下「乙」という。)に対し、災害等により住家を滅失し自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害救助法適用時以外で、公的一時提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない場合において、乙に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項については、今後甲と乙が協議して定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協定は、平成23年2月15日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年2月15日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 流山市江戸川台東3丁目155番地の1  
社団法人全日本不動産協会千葉県本部  
本部長 森 浩一

## 資料 87 地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定書（松戸環境整備事業協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「市」という。）と松戸環境整備事業協同組合（以下「組合」という。）は、地震、風水害、雪害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 市は、応急対応を実施するため、組合に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 組合は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、市の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 組合は、市の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、市に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、市、組合、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により市の要請する業務を実施した場合に要した費用については、市の負担とする。

2 前項の規定により、市が負担する費用についてはその都度協議する。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、組合の請求に基づき市は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 市は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例（昭和 52 年千葉県市町

村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、市、組合協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、市又は組合がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、市、組合協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、組合記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年7月12日

流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

松戸市稔台3丁目38番地の2  
松戸環境整備事業協同組合  
代表理事 小浜 浩

## 資料 88 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人天宣会)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余儀なくされた場合に、流山市(以下「市」という。)が、社会福祉法人(以下「法人」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 市は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、法人に協力を要請できるものとする。

2 法人は、市からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホーム流山こまぎ安心館

(手続等)

第5条 市は、第3条の規定により施設の使用について法人に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 市は、避難が必要な要援護者の法人への移送を行うよう努め、法人は、市の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 市は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 市は、法人が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 市の要請により法人が提供した生活物資等の費用は、市が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 市及び法人は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、市又は法人はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に市と法人が協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、市と法人は記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成20年8月10日

流山市平和台1丁目1番地1  
千葉県流山市  
流山市長 井崎 義治

流山市駒木649番3  
社会福祉法人天宣会  
理事長 西浦 天宣

## 資料 89 災害時の相互応援に関する協定（池田市）

（趣旨）

第1条 この協定は、協定を締結する池田市長、流山市長（以下「市長」という。）との協議により、池田市、流山市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市長は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援項目）

第3条 応援項目は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の支援活動に要する車両、機械の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水、その他生活必需品の提供
- (3) 傷病者に対する応急的な医療救護
- (4) 応急復旧用資機材の調達供給
- (5) その他被書拡大を防止するために必要な措置

（応援要請の手続等）

第4条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類、発生日時及び場所並びに応援を要請する事由
- (2) 支援の種類並びに所要の人員及び機械器具等の種別、数量
- (3) 応援隊の到着希望日時及び場所並びに経路
- (4) その他必要事項

（応援隊の指揮等）

第5条 応援隊は、応急措置の実施については、被災地における災害対策本部の指揮のもとに行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費のうち、経常的経費については、原則として応援を要請した市の負担とし、その他の経費については、その都度協議して決定する。

（応援職員の事故等に係わる災害補償）

第7条 応援活動に従事した応援職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援を行った市がその災害補償をする。

2 応援活動に従事した応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を要請した市がその損害を賠償する。

（情報の交換）

第8条 この協定に基づく援助が円滑に行われますよう地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（その他）



第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成23年10月21日から適用する。

附 則

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年10月21日

池田市長 倉田 薫

流山市長 井崎 義治

## 資料 90 災害時の相互応援に関する協定書（群馬県太田市）

（趣旨）

第1条 この協定は、協定を締結する太田市長、流山市長（以下「市長」という。）との協議により、太田市、流山市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市長は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援項目）

第3条 応援項目は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の支援活動に要する車両、機械の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水、その他生活必需品の提供
- (3) 傷病者に対する応急的な医療救護
- (4) 応急復旧用資機材の調達供給
- (5) その他被害拡大を防止するために必要な措置

（応援要請の手続等）

第4条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類、発生日時及び場所並びに応援を要請する事由
- (2) 支援の種類並びに所要の人員及び機械器具等の種別、数量
- (3) 応援隊の到着希望日時及び場所並びに経路
- (4) その他必要事項

（応援隊の指揮等）

第5条 応援隊は、応急措置の実施については、被災地における災害対策本部の指揮のもとに行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費のうち、経常的経費については、原則として応援を要請した市の負担とし、その他の経費については、その都度協議して決定する。

（応援職員の事故等に係わる災害補償）

第7条 応援活動に従事した応援職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援を行った市がその災害補償をする。

2 応援活動に従事した応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を要請した市がその損害を賠償する。

（情報の交換）

第8条 この協定に基づく援助が円滑に行われますよう地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。  
(適用)

第10条 この協定は平成25年3月7日から適用する。

附 則

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年3月7日

太田市長 清水 聖義

流山市長 井崎 義治

## 資料 91 災害時の相互応援に関する協定書（廃棄物と環境を考える協議会加盟 67 市町村）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 応急物資及び資機材の提供
- （2） 応急及び復旧に必要な職員の派遣
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（幹事団体）

第 3 条 円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

- （1） 代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。
- （2） 副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

2 幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

（応援の要請）

第 4 条 応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

- （1） 被害の状況
- （2） 第 2 条第 1 号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等
- （3） 第 2 条第 2 号に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- （4） 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項に規定する応援の要請は、第 3 条第 2 項の連絡体系に基づいて行うものとする。

3 幹事団体は、第 1 項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

（応援の実施）

第 5 条 応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第 6 条 応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及

び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

(災害補償等)

第7条 応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合における当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

2 応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成25年7月12日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月12日

## 資料 92 飲料水の緊急輸送に関する協定書（ミナト流通サービス株式会社）

流山市（以下「甲」という。）とミナト流通サービス株式会社（以下「乙」という。）は、災害、水質事故又はそれらの発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における乙が所有する車両を利用した飲料水の輸送に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市内における災害発生時等において、甲は乙の協力を得て、乙が所有する車両を応急給水対策に必要な飲料水の輸送（以下「緊急輸送」という。）に利用するための手続及び緊急輸送の実施に関し必要な事項を定め、緊急輸送が迅速かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急輸送を乙に要請する場合は、電話電信により行うものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲からの緊急輸送の要請があった場合は、乙の通常業務を優先する中で、特別の支障がない限り最大限の協力を行うものとする。

2 乙の業務の都合により、緊急輸送の出動が遅延を生じ又は実施されなかった場合において、乙は何ら責めを負わないものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急輸送が円滑に実施できるよう情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づき、乙が緊急輸送を実施するために要した費用については、その基準を甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 緊急輸送に車両を使用したことにより、乙の車両に損害が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 前項の損害には営業補償等の間接的費用は含まれないものとする。

（運行中断の措置）

第5条 乙の提供した当該輸送車両が、事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（災害補償）

第6条 緊急輸送中において従業員に帰することができない理由により当該従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償するものとする。

（訓練）

第7条 甲及び乙は、災害発生時等における緊急輸送を速やかに行えるよう必要に応じて訓練を実施するものとする。この場合において、訓練に要した費用は無償とする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるために連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については防災担当課長とし、乙については柏営業所長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この期間はさらに1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年6月16日

甲 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 愛知県名古屋市港区浜二丁目12番24号  
ミナト流通サービス株式会社  
代表取締役 石川 鎮生

## 資料 93 災害時における飲料水の供給等に関する協定書（株式会社伊藤園）

流山市を甲とし、株式会社伊藤園を乙とし、災害時における乙による甲への飲料水の供給等に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

### （趣 旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又はこれらの災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料水の供給等について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給等の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）があったときは、甲の要請に対し、可能な範囲内で協力するものとする。

### （支援要請の方法）

第3条 甲は、乙に前条の要請を行うときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により行うことができるものとし、事後、乙に対し速やかに文書を提出するものとする。

### （飲料水の種類）

第4条 甲の要請に基づき乙が甲に対して供給する飲料水の種類は、乙が営業拠点で取り扱うすべての飲料水とする。

### （飲料水の引渡し）

第5条 乙は、甲の指定する場所で飲料水の引渡しを行うものとする。ただし、乙が甲の指定する場所まで飲料水の運搬をすることが困難なときは、甲は、飲料水の運搬に協力するものとする。

### （費用の負担）

第6条 前条の規定による引渡しを受けた飲料水の対価及び当該飲料水の運搬に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、発災前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （協定期間及び更新）

第7条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から、平成28年3月31日までとする。



2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも、この協定を解除する旨の意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(紛争解決方法)

第8条 この協定に関する紛争については、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年4月23日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 東京都渋谷区本町三丁目47番10号  
株式会社 伊藤園  
総務部長 川本 正人

## 資料 94 災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社ヤオコーコーナン商事株式会社、株式会社ヤマダ電機）

### （目的）

第1条 流山市（以下「甲」という。）と株式会社ヤオコー、コーナン商事 株式会社及び株式会社 ヤマダ電機（以下「乙」という。）は、大規模な災害等において、乙が運営する第2条に定める施設（以下「施設」という。）を、緊急の避難を余儀なくされた者（以下「避難者」という。）に対して、甲が一時的に避難する施設として使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （使用範囲）

第2条 甲が一時的な避難施設として使用できる施設の範囲は、次のとおりとする。  
交流広場（514 m<sup>2</sup>）・交流広場内の施設（かまどベンチ、マンホールトイレ及び収納ベンチ等を含む）・屋内外駐車場。（別紙図面のとおり）

### （使用期間）

第3条 甲が施設を使用する場合は、原則として 乙に遅滞なく連絡する。（別紙連絡先のとおり）  
また、使用期間中の維持管理は甲において行うものとする。

2 一時的避難施設の使用期間は、大規模な災害等の発生に伴い、甲が避難所を開設し、避難者の受け入れ態勢が整うまでの間とする。

なお、自家用車を伴う避難は、災害時要配慮者を除き原則禁止とする。

3 施設の使用が終了した後も施設に留まる避難者がいる場合は、甲が避難者の退去を行うものとする。

### （費用負担）

第4条 施設の一時的避難施設としての使用は、原則無料とするが、使用期間中の維持管理は甲が負担するものとする。

### （施設・備品に損害を与えた場合の対応）

第5条 第2条の規定による施設の提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合、その復旧に係る費用については、原則として甲が負担するものとする。その額については甲乙協議の上決定するものとする。

### （免責）

第6条 乙は、施設が一時的避難施設として使用され、避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。

### （協議事項）

第7条 この協定の定める事項について疑義が生じたときは、又はこの協定に定めのない事項が

生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の日から当該年度末日の3月31日までとする。

ただし、甲又は乙からの申し出に基づき、甲乙協議の上、この協定を解除することとなる日まで、その効力を有するものとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定期間を1年間として自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年5月20日

一時避難施設の場所

流山都市計画事業木地区一体型特定区画整理事業地区内(70街区)1・2・3画地

甲 流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治 印

乙 埼玉県川越市脇田本町1番地5  
株式会社ヤオコー  
代表取締役 川野 澄人 印

大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1  
コーナン商事 株式会社  
代表取締役 疋田直太郎 印

群馬県高崎市栄町1番1号  
株式会社 ヤマダ電機  
代表取締役 一宮忠男 印

**資料 95 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング株式会社千葉総支店）**

流山市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、流山市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板(巻広告)に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- (4) 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- (5) 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治性のあるもの。

- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不適當であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年1月28日

甲 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市  
流山市長 井崎 義治

乙 千葉県千葉市中央区潮見丘町24-2  
東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社  
千葉総支社長 轟 和夫

